

平成25年度第1回公共事業評価監視委員会

日 時：平成25年10月7日（月）

10：00～12：10

場 所：特別会議室A

1. 開 会

○副島副本部長

定刻になりましたので、ただいまから第1回の公共事業評価監視委員会を始めさせていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます県土づくり本部企画経営グループ長の副島と申します。よろしくお願いたします。

会に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

分厚い資料になっていますが、本日の配席表、平成25年度公共事業評価監視委員会スケジュール、平成25年度公共事業評価監視委員会現地調査工程表案、それから本日の式次第、評価監視委員会名簿となっています。

資料ナンバーを振っていますが、資料1-1として新規評価対象事業分類、1-2は新規箇所評価の流れ、資料2-1は24年度、25年度までに新規箇所評価をやりました実施箇所全体の一覧表です。2-2は同じく全体ですが整備系だけの一覧表になっています。2-3は維持系の24年2月補正の一覧になっています。2-4は同じく維持系の当初予算の一覧になっております。2-5につきましては、同じく25年6月補正の維持系の一覧表になっております。2-6につきましては24年、25年度の新規箇所評価で予算化を見送った箇所の一覧表です。2-7につきましては、24年度、25年度の整備系の評価をやって、なおかつ事業化したものについての調書を全地区付けさせていただいております。

それから3-1については、24年度にできた事後評価の対象箇所の一覧を、3-2につきましては事後評価の評価結果の一覧を付けさせていただいております。資料4につきましては事後評価の中から、本日4事例につきまして公共事業効果等についてということでご説明させていただきますので、その資料となっています。資料5につきましては維持系事業の今後の進め方という資料になっています。なお、2-8につきましては今度の9月議会で補正予算が認められましたので、25年度9月補正新規箇所評価の一覧表を付けさせていただいております。以上になっておりますが、不足はありませんでしょうか。

それではただいまから始めさせていただきます。まず、開会に当たりまして県土づくり本部長の副島からご挨拶申し上げます。

○副島本部長

皆さんおはようございます。今ご紹介に預かりました県土づくり本部長の副島でございます。まずもって本年度の7月に委員にご就任いただいた、快く引き受けていただいたことに対しまして篤く御礼申し上げます。

また、日頃県政に対しまして様々な方面からご意見いただいているということも聞いておりまして、県政発展にいろいろ寄与していただいていることに対しましても、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

この評価監視委員会というのは、実は平成10年に北海道の「時のアセス」、いわゆる公共事業の着手時点とそれ以降、時代のニーズが変わっているにもかかわらず、公共事業が止まらない、そのままやり続けている無駄な事業があるのではないかと、時間軸を公共事業に導入するという考えから再評価が始まりました。それ以降、公共事業のより透明性を高めるために、平成14年には新規事業評価、17年には事後評価といわれる、公共事業の着手時点から途中経過、それから終わってからということでの評価を行なっているところでございます。

委員の皆様方には、これらの一連の流れとして行政側をきっちり監視していただくという役割、それと県民目線、またはそれぞれの専門的分野からのご意見等をいただくよう、今回の委員会を開催しているところでございます。

この評価委員会に関しましては、より分かりやすく、分かりにくかった公共事業をより分かりやすく県民に説明する、また今どのような流れになっているのかを説明する、それをオープンにしていく、透明性を高めていく。また我々は技術屋集団でございますので、一定の専門用語を使ってしまっていて分かりにくくなっているという部分もございますので、そういうものはどういうことなのかということで、公共事業を見ていただく。そして様々な方面からご意見をいただく。また、最後には行政のほうが出しました案に対して意思決定していただくという役割をお願いしているところでございます。様々な意見をいただきたいと我々も考えて、より良いものにしていきたいと考えております。ぜひ忌憚のない意見を出していただくようお願いしまして、簡単ではございますが私のご挨拶としたいと思います。本日はありがとうございます。

○副島副本部長

本年度は県のほうは体制が一新しております、本日、交通政策部長も出席しておりますので、自己紹介をいたしたいと思っております。

○西村交通政策部長

交通政策部長の西村でございます。交通政策部の所管としましては、佐賀空港関係、新幹線地域交通課、これは新幹線で文字通り地域の細かいバスとか鉄道、……また道路、事業的には一番予算が多いんですが、道路事業、それと港湾事業、この4つの分野を担当しております。よろしく申し上げます。

○副島副本部長

委員の皆様方には、今年7月から2ヵ年ということで委員をお願いしているところでございます。全員、再任いただいております、ありがとうございます。委員会設置要項の第5条に基づきまして、委員長は委員の互選となっておりますので、委員長の選任をお願いしたいと思います。どなたかご推薦か立候補かお願いできればと思っております。

○委員

事務局で……

○副島副本部長

ありがとうございます。それでは全員保留されているということで、執行部としましては前メンバーでの委員長をお務めいただきました荒牧先生に委員長をと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(拍手多数)

○副島副本部長

どうもありがとうございます。それでは荒牧先生、委員長席のほうへお願いします。どうぞよろしく願いいたします。

2. 内 容

○荒牧委員長

皆さんメンバーがお変わりになりませんので、早速、議事を進めさせていただきたいと

思います。よろしくお願いいたします。

それでは議事次第に従いまして第 1 番目の議題から進めたいと思います。まず最初は、公共事業新規箇所評価の実施結果について。我々、評価委員会はマニュアルを審議してここで承認をしています。ですからマニュアルに従ってどのような新規評価が行われたかという報告をいただきたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

1) 公共事業新規箇所評価実施結果について

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

企画経営グループの原と申します。私の方から平成 25 年度の新規箇所評価の実際の結果について報告したいと思います。

新規事業評価の対象となる事業の分類について説明いたします。資料 1-1 をご覧ください。この表は新規評価対象事業の分類を行ったものです。県では、河川、一般の道路、農道、林道、クリーク防災、港湾や漁港、急傾斜、砂防、県営住宅など、様々な事業を進めております。これらの事業を体系的に見ますと、大きく 2 つに分けることが出来ます。

1 つは社会資本の新築及び改築で行う、新しく作るという分類のもので「整備系」と呼んでおります。もう 1 つは、今ある社会資本を守る、維持管理するというもので「維持系」と呼んでおります。

このうち整備系の事業は、県の施策に基づき広域的な視点から実施する広域事業と、住民の生活に密接に関連し、安全性や利便性の向上を目的とした生活関連事業、県内の基幹産業の振興を促進したり産業の効率化を図る目的で行う産業活性化事業の 3 つに分けられます。こうした区分の中にどのような事業があるかというのは、資料 1-1 の下に明示している主な事業がございます。ここに示しております事業を実際に実施する際には、その実施過程の透明性や効率性の向上を図るために、委員会にお諮りしまして了承をいただいたマニュアルに基づき、厳格な評価を行なっているところです。

新規事業の流れにつきましては資料の 1-2 に掲載しております。新たに事業化する際には、委員会にお諮りした新規マニュアルを用いて、現地機関、事業担当課による評価を行なっております。

具体的には、それぞれの事業ごとに位置付けや必要性、効果、実施環境といった観点から指標を作り、点数化しております。その点数によって、ABC というランクを付けておりまして、80 点以上は A、80~60 点は B、60 点未満は C という評価をしており、その組み合わせである AAA、AAB といったところについては優先的に事業を実施するとしております。それから ABB、BBB については事業の実施について検討するとしております。C が 1 つでもあれば事業を見送るといった形で評価を行なっているところです。

これまでの新規箇所評価の結果については、今回のように次年度の第 1 回の委員会において報告させていただいておりましたが、評価後半年以上かかっている、遅れて報告しているということになりますので、今後は新規箇所評価の報告を年度内にしたいと改善を考えているところです。これに伴い、スケジュール表については今回お手元に既にお配りしておりますが、内容につきましては最後の方で説明いたします。

それでは新規箇所評価の結果について説明します。資料 2-1 をご覧ください。この資料は、先ほど説明しました整備系及び維持系の実施箇所一覧表となっております。整理の

仕方としましては、各課、事業ごとに整理しております。1枚目は整備系、2枚目以降は維持系の方の表となっております。

まず整備系でございますけれども、評価箇所という欄が左から3行目でございます。これは最初に評価を行った箇所でありまして、下から2行目を見ていただきますと、合計で201地区あったことが分かります。この201が地元の要望などがあった箇所で、現地機関で評価を行った箇所数となります。それを評価マニュアルで評価し、AAAやAAB、ABB、BBB以上と判断した箇所は、左の欄の61カ所であったということになります。

これを各事業課で再度の評価というかチェックを行なっております、最終的に61カ所が事業化して、問題のない事業であるという判断をしております。

これらの事業を進めるにはもちろん予算が必要となりますが、その予算については昨年および今年については、緊急経済対策ということで補正予算を組んでおります。平成24年度2月に補正予算が34カ所事業化しており、25年度の予算では20カ所、25年度の6月の補正で2カ所の事業化を行ったところで、合計56カ所という結果になっております。61カ所を評価し、最終的に先ほど言いました56カ所が事業化したということになりますので、その差5カ所につきましては予算を見送ったという結果になっています。

また、先ほどご説明しましたマニュアルによる評価ですが、201カ所行いまして、残ったのが61カ所と説明しております。その差である140カ所については、合意形成が不十分であったり、現地調査がまだできていないといった理由で、現地機関段階などの評価でBBB以上とならなかったものと評価したところでございます。

次のページをお開き下さい。この後の部分が維持系の実施箇所の一覧でございます。維持系については予算ごとに評価し、事業化を行なっているため、24年度2月補正で11カ所、25年度当初予算で68カ所、25年度6月の補正で13カ所を事業化しております。

次に資料2-8をお開き下さい。先ほど司会が話しておりました9月議会の話が出ておりましたけれども、9月議会で行いました9月の補正でさらに3カ所の部分を事業化を行なっております。それが2-8の資料になります。

これらを合計しますと、95カ所の評価を行なっております。評価した95カ所ともすべて事業化したという結果になります。

それでは評価した内容についてもう少し詳しく説明します。資料2-2をご覧ください。こちらが整備系事業の内訳になります。2枚めくっていただきまして、まちづくり推進課というページがあると思います。これがまちづくり推進課で評価した事業で、大坪木須線とか今津線とか書いた部分があると思います。こちらはまちづくり推進課で評価した事業でございます、24年度2月補正、25年度当初予算に合わせた評価となります。

その具体的な内容は2つとも街路整備事業でございます、詳しい内容につきましてはページ1と備考欄にページ5と書いておりますけれども、資料2-7になります。まち-1というのが資料1に一致するところがございます。

2枚めくっていただきましてまち-5というものもございます。こちらが2つ目の事業の中身になってきます。どちらも街路事業、道路の事業でございます、延長が630m、幅員が22mの街路の整備を行なっているところでございます。

資料2-2の農山漁村課をご覧ください。こちらでは4つの事業を平成24年度2月と25年度で評価しております。上の3事業につきましてはクリーク防災事業と言いまして、

水路の補修の事業を行なっているところです。残る1つ、4番目ですけれども、漁港の事業で福所江港の事業を行なっております。

次に農地整備課の3ですけれども、こちらは事業を1つ行なっています。経営体育成基盤整備という事業で、唐津のほうで行なっております。用水路が1.566km、排水路が5.290km、予算につきましては25年度当初の予算に合わせた評価を行なっているところです。

次に河川砂防課でございますけれども、こちらは2事業で砂防事業を2つ行なっております。評価時期につきましては24年度の2月の補正時期と25年度当初に合わせての評価でございます。

5番目に森林整備課になります。こちらにつきましては事業数28事業を行なっております。番号が20までいって、あとは1から8と戻っておりますけれども、1～8につきましては当初予算の時点で評価を行ったもので、前の20事業につきましては2月の補正の時点で評価を行った事業となっております。すべて治山事業ということで作っておりますけれども、最後の8につきましては、治山事業の中の地すべりの事業です。詳細につきましては先ほど言いました2-7の備考のページと合うような形で掲載しております。

資料2-3をご覧ください。これからは維持系の事業になります。平成24年度2月補正で道路課の事業がございまして、社会資本整備総合交付金の道路防災と長寿命化ということで、11事業が評価しております。内容は道路の斜面で落石や斜面そのものが崩壊する恐れがある箇所の対策工事とかを行なっております。また、橋梁の補修等を行った事業もございまして。

資料2-4をお開きください。25年度の当初予算で評価した部分の内訳になっております。全部で68事業あります。

まず農地整備課の事業でございますけれども、県営農業水利施設ストックマネジメント事業ということでございまして、基幹的な農業水利施設について診断機能に基づく予防的な機能保全対策工事を行い、施設の長寿命化を図るというものでございます。

また次の道路課の部分ですけれども、先ほどお話ししました社会資本整備総合交付金の道路防災と長寿命化のほかに、道路路面の凹凸がひび割れの補修等を行い、安全性や快適性の確保を行う舗装保守が対象となっております。

次に港湾課の部分でございます。最後の部分ですけれども、港湾整備事業ということで3カ所の港湾について、老朽した設備について補修を行なっております。

資料2-5をご覧ください。こちらの資料につきましては、平成25年度6月の補正でも対応した評価でございまして、13カ所ございます。まちづくり推進課、農山漁村課、河川砂防課、道路課の事業での評価を行なっており、予算化をしております。

まず、まちづくり推進課でございます。佐賀市内の森林公園内の施設改修を行い、利用者の安全確保と利便性の向上を図るということでの評価を行なっております。

次に農山漁村課、こちらは2事業ございます。こちらもページ1枚ずつに記載しております。1つは建設・農地海岸管理費になります。有明海沿岸の高潮対策として監視カメラを設置しまして、住民への速やかな情報提供による安全性の確保を図るというものです。もう1つは県営漁港小規模事業です。これは福所江漁港の現在通行止めとなっております。その芦刈下流側の取り付け道路の迂回路の仮橋を整備しまして、漁業活動の安全性

を確保するというものでございます。

次に河川砂防課でございます。こちらにつきましては2ページにわたってございまして、最初の方が水防情報の施設整備ということになっております。これは水防テレメータシステムの表示板の耐用年数が経過しているために更新するというところで、業務の効率化を図るという内容です。

次のページですけれども、河川保全ということで評価しております。鳥栖市の西田川にございます排水機場において、除塵機を設置することでポンプの操作の円滑性を図るというものでございます。

次に道路課の分でございます。こちらは6事業でございます。道路整備交付金事業として橋梁の補修補強を行い、長寿命化を図るというものでございます。

資料2-8をご覧ください。先ほど9月の補正という話が出ましたけれども、その分になります。まちづくり推進課の事業でございまして、公園の維持管理に関する事業となっております。平成24年度2月補正、25年の当初予算、6月補正予算、先ほど言いました9月補正と合わせますと、整備系と維持系についてそれぞれ61カ所と95カ所を評価しており、その結果、整備系につきましては56カ所、維持系については95カ所すべてについて事業化することとしております。

新規箇所評価の説明は以上となりますが、新規箇所評価に関します資料につきましては、資料2-6をご覧ください。資料2-6につきましては、予算化を見送りましたという資料になっております。開いていただきますと、先ほど予算化できなかった部分をすべて網羅している資料となっております。このように予算化できなかった資料につきましても、すべて県のホームページの方で公開している状況で行なっているところです。以上です。

○荒牧委員長

よろしいでしょうか。今説明を聞きましたけれども、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。非常に箇所数が多いですけれども、原理原則的に言うと新規評価マニュアルというのを我々が認めていて、それに従ってやっていただいているということですから、細かいことはいいと思うんですけれども、仕組みとか全体の流れということについて何かありましたらお願いいたします。

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

資料2-8でご指摘いただきまして、1枚開いていただきまして、公共事業新規評価調書の維持系というのがございます。都市公園事業ということで記載しておりますが、2番目の吉野ヶ里歴史公園の発売機更新というのがございまして、市町村名につきましては佐賀市となっておりますが、吉野ヶ里ですので訂正させていただきます。

○荒牧委員長

いかがでしょうか。私の方から1つ聞いていいですか。前からずっと興味があったのはCの不採択の部分なんです。この事業の中身は、県土づくり本部としてはいずれかの時点ではやらなければいけないというふうに理解している、あるいは要望があった、いろんな状況があると思うんですけども、これだけの箇所数は1回リストに挙げてあるけれども、調査も行っていないとか図面もできていないとかいろんな段階があると思うんですけど、それが一括して全部載っていると思っていいですか。

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

評価の中身によると思いますけれども、例えば一番最後の地元の調整という部分が整っていないというのをございますので、そういうのにつきましてはほかの評価がAAとかなかった場合はありますので、特にそういうものは地元の協力さえあれば優先してする。

○荒牧委員長

例えば16番のように、資料2-6の16番ですが、漁港というのはCCCとかいって3つとも位置づけとかまだ弱いなと思っておられると思うけど、ほかのは全部1つだけ、Cのところだけでおやりになっていますよね。それからもう1つ、Aのところ例えば砂防の1番というのはAAAとなっているけれども見送ったということになっていますけど、これは予算が付かなかったから後になったということですか。

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

まず1番目のAAAですけれども、こちらにつきましてはハードの整備につきましては条件が整っていると思いましたが、現在、ハードとソフトを合わせて事業を進めているところをございます。そのソフトの部分の地元の協力なりが得られなかったということで、今回見送っております。

○荒牧委員長

実施環境というもののの中に地元のあれが入って、マニュアルにはその項目が1つ抜けてないですか。3つをAということになると、地元の合意が得られている、あるいはソフト的な環境が得られないとなって弾かれるということになると、マニュアルに今言われた項目を新たに付け加えておかないと、ちょっとなんかということはないですか。

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

確かに見た目ではかなり。

○荒牧委員長

何か変ですよ。あり得ると思っているんですよ。だけどマニュアルの中に今言われたみたいな項目も入れて、ハードについてはほしい合意が出来ているんだけど、そのあとの使い方とか誰かがやってくれるかということがあると思うので、その中が合意ができていないとなると、どこかでCが入らないと、ちょっとマニュアルが間違っているのかなという感じがするのですけれども。気になったのはそこなんです。

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

イメージ図というのが2番目にございますけれども。

○荒牧委員長

一番最初の、2ページですね。

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

現在のマニュアルを使って評価しているのがこちらの部分になります。事業化担当段階の評価と。先ほどのAAAとなっていたのを落とした部分につきましては、県土づくり本部段階での評価ということで評価しているわけですが、そういう見目が悪いという意味では今回マニュアル等を見直すということも。

○荒牧委員長

言いたいことは、基本的に県土づくり本部はAAAと付けていいの。だけど財務当局からお金がないので待ってと言われたということも当然あり得るわけね。そうするとマニュアルではAだけど、財務から減らされて6割しか認められなかったということがある。

あるいは県土づくり本部制だから、そこで落としたっていいんだけど、本部長が待てと言ったとか、ほかのはこれだけ本部長が預かっているはずだから、本部制だから、それはここで落としたよと、60の中から予算の関係で落としたというのは本部長判断ということでいいんだけど、そういうのが表に出てくるような形にしておいてほしい。

作ったのに落とされたって地元の人には怒られるから、それは県土づくり本部長に言ってくれと。全部Aでも予算がなければ落とす場合もあり得るとするのは、システムとして認めていいんだけど、私たちが介入する話ではない。

○副島本部長

まさにBを含んでの事業に値する、それは地元から要望があったときにどういう流れの中で整理していくかということが大前提でありまして、Aが並んでいるというのは事業するに値する、公金を投入してよろしい、納税者から見て税の中から執行していいという判断が優先的取り組みということなんです。この上にもう1つ、予算化する前に乗っかっておりまして、県としての政策もしくは施策、例えば東北大震災がありましたので、県土づくり本部では大きく安心安全側にシフトしていったりしてますので、Aであっても政策に該当しないと、予算化については厳しい判断をせざるを得ないということがございます。1つそういう判断をさせていただいて、Aだけど事業について今回は見送らせていただいたと、こういう現状でございますので、産業活性化とか維持管理状況を見まして、必要性が安全安心より上にいくような事態になれば直ちにに取り組むということでご理解をお願いしたいと思います。

○荒牧委員長

2ページにこういうのがあるじゃないですか。ここのところの下から3番目、「優先度や予算枠を考慮した予算編成」というところに、今、本部長が言われたのは当たると思うんです。だからそれは政策優先度とあって、マニュアルよりもっと違う視点でやっていますよという項目も入れていることも言っただけでもらわないと、マニュアルだけで決まっているわけじゃないですよ。

だからそこに説明がプラスアルファされれば僕は納得しますが、マニュアルだけだと変だと。AAAと言ってるのに、BBAが通ってAAAが落ちてるということはその評価ではいいんだけど、全体としての政策優先度でやっているということは、私たちの責任じゃなくてあなたたちの責任、議会の責任ですから、そこははっきりしておいてもらわないと、どこかで文句を言われそうな気がしますのでぜひお願いします。

ほかにどうぞ。

○伊藤委員

資料1-1、大きな分け方で整備系と維持系という分け方をされて、そのあと詳細な資料で件数を出されています。件名ごとに予算や工事費は書いてありますが、全体の整備系いくら、維持系いくらという集計をお示しいただくことはできますでしょうか。

というのは、今年度、政権が変わりましてアベノミクスで15……予算の維持系が特に予算が付いたと思いますが、今年は特に例年にない変動が、今年の方は……ですけども、これから長いこと見ていくにあたって、予算ベースでこういった維持系と整備系の変動があるかというのもインタビューで必要なかなと思って。

というのは、国交省はご存じのように、各所であと30年ぐらい経つと新設の工事に使

うお金がなくなりますよということが前々から言われてますので、こちらでも維持系がだいぶ圧迫してくるんじゃないかと。そうすると新しい経済発展のためにどれが必要かとか、新しい施設とかどんどん少なくなってくるのを危惧された方も多いと思うんですね。そういった意味で維持系・整備系の金額ベースについてお示しいただきたい。

それともう1つ要望ですが、整備系でここに書いてある「社会資本の新設および改築」、改築は更新にあたるんでしょうか？古くなって使えなくなったからスクラップアンドビルドで新しくしましょうというのは整備系に入ってくるんですか。

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

まず新設と改築ですけれども、道路でいいますところの新設というのがバイパス工事みたいなのを言って、改築と分類するのは道路でしたら広げる分ですね。1車線の道路を2車にするとか、今ある分をですね。ですから橋梁でしたら新設と架け替えというのとちょっとニュアンスが違ってくるのかなと思います。

○伊藤委員

じゃあ更新と言われるのは維持系に入ってくるわけですか。

○事務局

維持系のほうはあくまでも橋梁の補修。橋梁でしたら、新しく付け替える際には強度とか荷重といった部分も変わってきていると思いますけれども、そういうのが多いと思いますので、改築系のほうに分類できるのだと思っています。

○伊藤委員

整備系の改築ですか。

○副島本部長

こう考えていただけると分かると思うんですが、機能に着眼してしまして、機能を何らかの形に付加することがいわゆる整備なのだと。機能を保全していく、守っていく、特別大きなプラスアルファの機能を与えないというのが維持と。機能に着眼していただいたほうが分かりやすいかもしれません。

○伊藤委員

私はそこら辺は専門ですから、話が複雑になっているのでちょっと時間を取りますけど。竣工当時の機能に戻すというイメージでよろしいですか。

○副島本部長

確かに耐震化だとか安全度的な機能が付加されるんじゃないかというご意見もあろうかと思うんですが、それは使う側としての機能の充実ではなく、構造物本体の機能は使う側からの機能は変化なくて、構造物本体の機能はアップしているというのは維持系で取り扱っているということです。

○伊藤委員

……皆さんが何か分かるような分類の仕方です。

○荒牧委員長

伊藤先生がおっしゃったことでいうと、その説明を前に少し付けてください。

それから今、伊藤委員さんが言われたことは、県土づくり本部にとって一番の根幹にかかわる話ですよ。どういう事業を整備系・維持系でどうやるか、それから年度ごとにどう変動するか、今年はどこに重点を置いたかというのは、多分、県土づくり本部の根幹に

かかわる話なので、どこかで当然ホームページに載せておられると思うけど、参考資料としてそこを見てくださいということと言えるように案内してください。

とにかく公開性というのは、分かりやすくだりつけるようにしておくことなので、今のように整備系と維持系がどういうふうに予算が変動しているのか、今年は維持系のほうに振ってあるかどうかというのは政策にかかわる話だと思いますから、ぜひそれは公示されていると思いますので、どこを見てくださいということも記してください。意味が分かるようにしておいてください。非常に親切な案内は、維持系と整備系の違いについてはどこに飛んでいくとホームページ上でちゃんと見れる、どういうふうに変動している、今年はこっちに重点を置いたというのがここに出ていますと。そこを書いてないホームページはないよね、絶対あるはず。

○副島本部長

毎年、県土づくり本部、交通政策部も含めまして、基本戦略ということでこういうふうに1年間のマネジメントをやっていきますというのを作りまして、予算編成が済み次第オープンにしておりますので、ぜひ見ていただければと思います。

○荒牧委員長

ほかにどうぞ。

○齊藤委員

維持系と整備系にいく予算の振り分けというのは、予算が付く前に申請が出る物件について振り分けていくんですよね？そしたら維持系どっちにウエイトをかけるというのは、出た物件によって違ってくるということですか。こちらは維持系しかないから整備系はもうダメだよとか、こちらは多すぎてダメだよとか、その辺の振り分けは？

○副島本部長

維持の考え方、維持に2種類あると考えるだけで助かります。1つは緊急的にどうしてもやらなくてはいけないもの。道路に穴が開いたとか、何かの排水機場のポンプが止まった、こういうのは直ちにやるということで、緊急的に取り組む維持。もう1つは、計画的に10年経ったらそろそろ古くなっているから、寿命を延ばすためにちょこちょこの補修はやっていきますという計画的な維持の部分。

緊急的な維持の部分に関しては、マニュアル外の存在として取扱わせていただいています。そして計画的な維持、更新したほうも1年かそこらは待てるのかもしれませんが、更新時期にそろそろ来て危ない状態になっているというのは、マニュアルに沿ってやっていっているというのがございます。

予算の振り分けでございますけれども、予算に関しては緊急的なものはまずやるということで予算化しております。直ちに使える予算としてキープしているところでございます。また計画的な維持については、計画年度を調整することによって一定額で平準化するような形での計画を立ち上げているところでございます。

確かに伊藤先生が言われるように、維持管理予算が今後増え続けるというのがありますので、国土交通省ではなくてHPでは確かにございますが、佐賀県バージョンとしてどうなるのかというのは検討を進めているところでございます。それがいろいろ決まりましたら、一度こちらにご報告させていただきたいと思っております。

○荒牧委員長

よろしいでしょうか。それでは新規事業評価報告について、個別のことではなくて新規評価マニュアルに基づく評価が行われているということによろしいでしょうか。ただ、ちょっと条件を付けますけれども、もし先ほどのようなことが起これば新規マニュアルでしたほうがいいのか、本部長が基本的に判断される事項だとすると、それはもっと上、評価マニュアルの上にある流れ図のところをもうちょっと分かりやすく書いてくださいということとで処理するかについて、ご検討いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは 2 つ目の議題に移りたいと思います。公共事業簡易事後評価、我々の作業の 1 つに、先ほど本部長の挨拶にもありましたけれども事後評価というのも行うので、その換算というか、こういう形で行ったということの報告があるということですので、事務局から説明をお願いいたします。

2) 公共事業評価簡易事後評価の結果について

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

引き続きまして、私のほうからご説明いたします。事後評価につきましては、事業完了後おおむね 5 年経過した事業について、その効果を確認して改善などが必要であれば措置を検討するといった目的で行なっております。そのほかに、評価結果を今後事業に生かすということも事後評価の中で行なっております。

この事後評価につきましては、2 年前から進め方を少し変更しております。以前はすべての事業で詳細な評価を行なっておりましたが、効果等が発現し問題のない事業まで詳細な評価をするのではなく、問題のある事後評価にお諮りすべき事業のみを評価させていただくということに変更しております。そのため対象事業は簡易事後評価を行い、その評価結果が C ランクとなり、見直しが必要かどうかを判断するといった評価が出た場合には判断行い、D ランクとなり何らかの対処が必要という評価が出た場合には必ず見直しを行い、評価委員会にお諮りするといった流れになっております。

今回につきましては、平成 24 年度に事後評価を行なっておりますので、対象は平成 18 年度に事業が完了したものになっております。

資料 3-1 をお開き下さい。これは事後評価の箇所数を挙げさせていただいたものになっております。全部で 33 カ所ございます。上から順に、農山漁村課の事業で地すべり対策事業やため池事業の 7 事業がございます。8~11 につきましては農地整備課で、4 件の事業がございます。12~20 の河川砂防課の事業では、河川改修や地すべり、急傾斜対策事業などで 9 件ございます。21~22 が森林整備課の事業で 2 件ございます。23~31 が道路課の事業でして、9 件ございます。そして最後の 32~33 は 2 件ですけれども港湾課の事業となっております。

次に資料 3-2 をお開きください。簡易事後評価の結果をまとめた表をそこに記載しております。数枚めくっていただきまして、ほとんどの事業が A または B の評価となっております。13 番目と 16 番目については、それぞれ事業による環境への影響の中の自然環境が C 評価となっております。この 2 つの事業はともに砂防事業ですが、谷のところにダムを築いて土石流を防止するといった事業でございます。どうしても河川の中をダムのようなもので締め切るというものですから、上下流の水のつながりがなくなり、生物等の遡上を妨げることから、自然環境の評価は C という結果になっております。

ただ、Cという結果につきましては、昨年も同様の事例を説明させていただいておりますが、当時の基準に沿って、妨げる構造での水の通らないダムを実施しておりましたが、既に基準等を見直しております、現在では自然環境への影響が少ない透過型のダムを使用するように基準を見直しております。

先に説明しましたように、今後の事業に生かすといった点では、既に基準の見直しを行なっておりますので、Cの評価ですが、今回は事業評価の対象としないという判断を行なっているところです。簡易事後評価の報告につきましては以上でございます。

○荒牧委員長

3-2の方でBとかAとかCとか、BやCが起こった場合には次のステップで事業をやる場合に見直したいということだけでも、これは2つともですか。透過型ではなく、遮断型というか、ちゃんとしたダムができていたような奴なんだけれども、透過型にすることを原則にしたということですか。

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

基準はある程度ございますけれども、民家から100m離れているという条件の下で透過型を使用するという基準になっていると思います。

○荒牧委員長

皆さんお分かりでしょうか。日本は砂防という技術がすごく優れていて、世界的に認められているんだけれども、最大の欠点はダムと同じだから止めてしまうことだと思っていれば、透過型といううまい方法が見つかって、水は抜けているんですか。

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

はい。水は抜けております。

○荒牧委員長

それから生き物も行き来ができる？

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

そうですね、透過型はできます。ある程度落ち着いたらということになるかと思いますが。

○荒牧委員長

透過型というのは、この前の北部九州豪雨みたいに、起こったときに土砂とか根付きの木が引っ掛かりますよね。それを除去するんですか、終わったら。そうしないとまたそのやり取りができなくなって、昔の砂防ダムというのは上までボンと溜まって、そこが土石流の起点になることは避けられているというのは理解していたんだけれども、今は抜けるんですか、溜まったものが。何か絵がありますか。石とか何とかが溜まって、砂防ダムがあると、普段はカラなんだけど、ドンと入ってくるとこうなってくる。

○河川砂防課小柳係長

透過型の堰堤につきましては除石をします。

○荒牧委員長

取る？

○河川砂防課小柳係長

はい。不透過型の堰堤につきましては2種類ありまして、平成19年3月以降の基準に載せたものは除石をしなくていいようになっています。その前は除石をするようになって

います。それは何かといいますと、19年3月以降の堰堤は規模を大きくしまして、一旦土砂が溜まりまして、その広場のところの上に石の上に溜まる部分をカウントして計画捕捉量として見ている設計になりますので、浚渫しなくていいようになっています。

○荒牧委員長

ポケットがなくてもフラットになっているところが残って役に立つ訳ですか。

○河川砂防課小柳係長

土砂災害が発生した時にはそこにたまります。通常の降雨によってだんだんやせて来まして、フラットになります。次に災害が発生したときにはまたそこに溜まるように。だからメンテナンスフリーでコントロールされている。それが平成19年から変わってきた部分です。

○荒牧委員長

それが透過型でないやつ？

○河川砂防課小柳係長

不透過型です。ですから320ぐらい砂防堰堤施設ができてますけど、まだ数は少ないと思います。今から出てくることになります。

○荒牧委員長

透過型にすると？

○河川砂防課小柳係長

透過型にすると割と規模が小さくなってますので、除石を考慮したものになります。

○荒牧委員長

除石？石を除ける？

○河川砂防課小柳係長

はい、除けます。そして透過型というのはちょうど生物が行き来できる構造で、イメージ的にはジャングルジムのようなもの。

○荒牧委員長

格子型？

○河川砂防課小柳係長

格子型でやっています、あれは流木を阻止するんですね。不透過型だと全体のボリュームの2%ぐらいしか流木は捕捉できないんですけど、あれをやると3割ぐらいできますので、流木にとってはかなりのメリットになります。佐賀県としては透過型を基本として進めていっております。

○荒牧委員長

よろしいですか。Cは付けたけれども、次のステップ、新しいのはほぼ改善ができていっていると思っていいますか。よろしいでしょうか。事後評価が活かされた事例というか、むしろ先に進んでいたということですね。こういうふうに、事後評価をしたことが次の土木の事業に対して改善になっていくことがないと意味がないはずだから、ここでは既に改善が行われていたというご説明です。

見ればこれだけ証拠を上げておられますから、事務所がBとかAとか言っているけれどもCとか当然あっていいので、ずっと見ていただいて、そんなに良くなかったということがあれば評価の基準、マニュアルが間違っているのかもしれないので、ぜひご指摘いた

だきたいと思います。それではこれもご報告通り、ここで承認というか、報告を了承したいと思います。

次に3つ目、これも似たようなものですが、公共事業の効果ということをチェックすることになっております。これについても資料に基づいて事務局からご説明をお願いいたします。

○企画・経営グループ 原副課長

先ほどの事後評価の報告では、良くなかった箇所の改善点についてのご説明をいたしました。ここからは24年度の簡易事後評価の箇所から、事業の効果があった部分について河川砂防課、農地整備課、森林整備課、港湾課の4事業の箇所を選びまして説明いたしたいと思います。

○荒牧委員長

進み方が早すぎたようで、それでは5分間程度で休ませていただきます。

～休憩～

○荒牧委員長

それでは再開いたします。3つ目の議題で、公共事業の効果について事務局からお願いいたします。

3) 公共事業の効果等について

1 河川砂防課 急傾斜地崩壊対策事業 吉田地区

○説明者（河川砂防課 前田課長）

河川砂防課長の前田です。よろしくお願ひいたします。公共事業の効果ということで、急傾斜地崩壊対策事業、吉田地区についてご説明させていただきます。吉田地区は平成16年度に国庫補助事業の採択を受けまして、事業を実施しております。その補助事業の内容について簡単にご説明させていただきます。

本事業はがけ崩れ等の災害から国民の生命を守るということを目的としまして、斜面の崩壊の構築工事を行うものです。採択条件は全体事業費7000万円以上で、がけ崩れが発生した際に被害が想定される範囲、たまたま未該当ですが、その中に人家が10戸以上あるということが条件になっております。

また、この事業の目標としまして、家の裏を覆うようなコンクリート擁壁とか斜面をコンクリートの法枠なんかで囲うものですから、住民負担、地元負担として5%は見る内容となっております。

続きまして地区の概要ですが、吉田地区は伊万里市の南部に位置しまして、鍋島藩窯大川内山に行く途中の住宅密集地となります。山の高さは約14mございます。この山の斜面が人家と近接し、地質の風化、亀裂も進んだ岩であることから、過去いたる所で小規模な崩壊とか落石が確認されております。また平成15年度には、梅雨時期の豪雨により地区内でがけ崩れが発生しております。

この写真が平成15年度に起きましたのがけ崩れの発生状況の写真でございます。高さ6m、幅5mに渡りまして斜面が崩壊しております。幸いに人的な被害は発生しませんでした。

たが、近接した道が崩壊する被害となりました。この災害をきっかけに地元住民から事業化の要望を受けまして、翌年度の平成 16 年度に事業化を行なっております。

吉田地区の概要です。がけ崩れによる災害から人家 15 戸を保全するため、全体延長としまして 411m に渡って待ち受けのコンクリート擁壁と落石防護柵、ストンガードの整備を行いました。事業期間としましては 3 年間、平成 16 年～平成 18 年まで実施しております。総事業費は約 1 億 7000 万円となっております。

こちらが整備前後の写真です。向かって左側が整備前、右側が整備後の写真となります。整備前は人家のすぐ背後まで斜面が迫り、この状況でがけ崩れが発生した場合は崩壊した土砂により家屋の損傷や倒壊が懸念されました。しかし、この事業実施により崩壊の恐れがあった斜面はコンクリート擁壁でこの写真のように覆われて、上部斜面から崩壊したとしても崩壊部から擁壁やストンガードの防護柵によりブロックされるようになったことから、安全度は確実に向上しております。

地域住民の方からは、「整備前、がけ崩れの恐怖心からよく眠れないことが多かったが、整備後は安心して眠れるようになった」という声を聞いております。

こちらも同様に整備前後の写真になります。整備前は斜面に降った雨により敷地へ土砂や泥水が流れ出し、斜面崩壊の恐怖心があったということですが、整備後はこのようなコンクリート擁壁をしておりまして、水はけも良くなり、敷地への土砂流入の影響もなくなったと伺っております。

こちらは事業評価の説明になります。実際に吉田地区において今年の 8 月 25 日に豪雨によるがけ崩れが発生しております。その時の状況についてご説明いたします。

この写真は災害発生直後の写真ですが、左側の写真ががけ崩れを正面から撮影した写真、右側が斜面上部より撮影した写真になります。斜面崩壊時には時間最大 53 ミリ程度の雨が降っておりました。この豪雨により擁壁の上部斜面が崩壊し、がけ下の家屋に向かって土砂が流れ出しております。発生場所は事業実施した箇所の一部でこの箇所になります。

先ほどのがけ崩れの状況をイメージ図を使ってご説明いたします。雨が降り続きまして土の中の水分量が増えます。そうしますと地面が緩み、斜面が崩壊し、がけ崩れが発生するという形になります。もし対策を行なっていなかった場合は、崩壊土砂によりがけ下の家屋の損傷や倒壊等の被害が予想されます。吉田地区は急傾斜地崩壊対策事業を実施していたことから、崩れ出した土砂は対策を行った擁壁、ストンガードによって食い止められて、がけ下の家屋への被害はございませんでした。

こちらが実際に崩壊土砂を対策工が捕捉した写真です。左側の写真が斜面上部から臨んだ写真で、右側が正面からの写真ですが、いずれの写真も崩壊した土砂を対策を行った施設が捕捉している状況が伺えます。この倒壊現場に立ち会われた住民の方々からは、「事業を実施して良かった」「対策施設のお陰で家屋被害等の大きな被害が出ずに済んだ」といった声を伺っております。

ここからは吉田地区ではございませんが、本年度に県内に同じような災害が発生しまして、事業効果が発現された事例がございますのでご紹介します。まず伊万里市南波多町の府招地区における落石災害の事例です。斜面上部から落石が起きまして、この擁壁のところで止まっております。今年 6 月 10 日に斜面上部にした土石が風化により剥離し、崖下の家屋に向け落下しております。落石は直径 1m 以上ございますが、もし対策施設を実施

していなかった場合は、家屋へ大きな被害が生じたものと考えられます。写真のようにコンクリート擁壁で捕捉され、崖下の家屋への影響はございませんでした。

2点目です。鹿島市音成地区におけるがけ崩れの事例です。今年8月末の台風15号による豪雨により、対策を行った斜面の上部から斜面崩壊が生じております。吉田地区の事例同様、崩壊土砂をこの施設が捕捉しておりまして、がけ下の家屋への影響はございませんでした。以上のように、この事業を行うことにより災害発生時の落石等から、人命や家屋がまぬがれております。以上でございます。

○荒牧委員長

どうもありがとうございました。ご質問やご意見がありましたらお願いします。

○齊藤委員

これはすごくいいとか…… 災害の中でトンネル、大雨とか台風災害とか結構ひどいのがありますけど、そのあとに古いトンネルのメンテナンスとかはどうされていますか。

○西村部長

トンネルは定期的に点検をやっております。防災点検の一環でやっておりますので、台風も国道の落下事故を受けて点検をやっております。そういうことである一定の期間ごとに点検をやるようになっていきますので、今のところ県内道路については大丈夫だという報告を受けているところです。

○荒牧委員長

橋梁とかと同じように長寿命化診断、計画とかいうのはあるんですか。

○西村部長

トンネルは。

○荒牧

まだやっていない？

○道路課吉田課長

道路課の吉田と申します。橋梁については長寿命化の計画を5年スパンごとに見直して順次やっていくとしています。ストック点検の中でトンネルについても、先ほど部長が言いましたように、ある期間やって必要なものについてはトンネルに関して補修計画を立てて個別に、橋梁補修みたいにサイクルをもってではなくて、あるスパンで点検をやって必要な対策があれば、それを個別に補修するようにやっています。

○齊藤委員

ちなみにどんな点検をされているんですか。

○道路課吉田課長

この間の笹子トンネルでもありましたけれども、基本的には通行止めにして高所作業車でハンマーで叩くのが基本です。それで裏の剥離とか空洞がだいたい分かります。それで怪しいところがあれば、レーダーとかエックス線とかでコンクリートの裏まで探査をかけて、それでも裏側に空洞がありそうな場合には、ボーリングといって穴をあけて裏側を実際に確認するというふうにやっております。それに対して必要な対策を設計とか、対策工法を検討しまして具体的に補修をやっていくという順序で進めます。

○齊藤委員

最近、嬉野とか中原とか行く機会があって、大雨のときにトンネルに入るのがすごく怖

いんですね。1カ所だけ古いトンネルがあって、水がスタスタと落ちているんですね。ああいうところに入るのは怖いんですね。大丈夫なんですか？

○西村部長

現在のところは大丈夫です。

○荒牧委員長

1つ教えてもらいたいのですが、これは人家があるやつの対策工をやったけど、例えばこの前の北部九州豪雨みたいにあちこちで、阿蘇に見に行ったんですけど、山がどんどん滑るじゃないですか。あれは戻すんですか。ああいうのも対策をやる？あれは治山なのか砂防なのかよく分からないけど。

○説明者（河川砂防課 前田課長）

砂防関係の中で土石流と地すべりと急傾斜地のがけ崩れをメニューとして実施しております。これは国交省所管の事業があるわけですが、農林災害のほうで治山の……………

○荒牧委員長

とにかく人家があろうとなかろうと、壊れたものは直すという、原理原則はそうですか。

○副島本部長

国土保全の観点から直す、要するに早めに手当てするとそのあとの大きな災害につながらないということですので、壊れたら直す。所管はもちろん違いが。

○荒牧委員長

所管が違うだけで基本的には直すと。壊れたら直す。

○齊藤委員

北海道のレールの例もありますもんね。

○荒牧委員長

ほかはどうぞ。では次の説明をお願いします。

2 農地整備課 地域水田農業支援緊急整備事業 橋下地区

○説明者（農地整備課 日浦課長）

農地整備課長の日浦です。地域水田農業支援緊急整備事業・橋下地区の評価について説明いたします。所在地ですけど、武雄市北方町、工期が平成16年度～18年度の3カ年、総事業費1億7220万円です。

事業概要として暗渠排水157.9ha。暗渠排水とは田んぼの中に管を入れて稲作時にはキャップを閉めて水を溜めます。夏場の転作、いわゆる大豆を作ったり、冬場の裏作、麦とかタマネギなんですけど、そういう時にはキャップを開けて排水をよくする手法です。

整備前は農地の排水不良が生じて計画的な作付けができず、さらに担い手も農地集積といった効率的な農業経営の展開が阻害しておりましたので、この対策を使うものです。事業の場所ですけど、ここが旧武雄市の橋町です。こちらが白石、大町ということで、旧北方町の六角川の南側の水田地帯でございます。

以上の目的ですけれども、要綱ではこういう記載になっておりますが、水田での畑作振興のための排水改良を機動的かつ緊急的に行うという目的でございます。

事業効果については、農地の排水条件が改善され、大型機械の導入などにより労働時間が短縮され、小麦やタマネギの収量増が図られ、担い手農家への農地集積が進んだという

ことでございます。

整備前の状況ですけれども、吸水管が目詰まりをしていた。疎水材と言いますけれども、もみ殻などが不足していたということで排水機能が落ちている。上の方は大豆の生育状況、下が麦の状況です。

これが圃場整備を行うときの標準区画ですけど、道路があって水路があって、この長辺が 100m、横の幅は 30m、その間に 10m 間隔で管をいけていく。その断面については幅 15cm で深さ平均 60cm、これは一番上の方で 50cm、下の方で 70cm としていますけれども、ボラ土という軽石なんですけど、そこに水が入ってきて、下の吸水管で水を受けるといような構造になっています。

施工状況ですけれども、これはトレンチャーという機械で、バックフォーとかトラクターの後ろに、掘る機能、それから管を埋設していく機能、ボラ土を入れ込む機能を兼ね備えたもの後ろに取り付けるという、トレンチャーという言い方をしていますが、そういう施工状況です。

事業効果でございますが、まずは小麦の収量増です。これは 10a 当たりキログラムの表示になっておりますが、黄色が県の平均、右が橋下地区の状況でして、施工前、実施後、現在でございます。事業後には県平均よりも収量増となっております。

ちなみに、ここで収量が減っておりますが、これは麺用をパン用に品種変更したものでございます。それからタマネギでございますが武雄市の平均、こちらは橋下の平均でございます。実施前では少なかったのが、実施後には収量が増えたという状況で、これが平成 23 年の収量の比較でございます。排水が良くなって適期作業、雨が降った数日後の作業ができるようになったということでございます。

それから農地集積率ですけれども、担い手である農業をやる人、またはそういう団体に農地を集めるといった政策でございますが、橋下地区 216ha の中で担い手の経営面積がこちらの方でございまして、その比率がこの欄になります。平成 16 年の事業着手前では 31% だったものが、平成 22 年には目標で 61% を掲げておりまして、実績としては 22 年度には 77% ということで農地が集積された。水はけが良くなったことで大型機械での作業が行えるようになって農地集積が進んでおります。

住民の意見として、受益者農家の意見なんですけど、「収量がアップした」「適期の作業ができるようになった」「雑草の繁茂がなくなった」「担い手への集積が進んだ」。それから今後の管理にいたしましては、「一部箇所での管の洗浄等のメンテナンスが必要」という意見が出ております。

それから参考ですけれども、農家の方に聞いたところ、水管理が容易になって、同じ時期に作付けした水稻の生育に差が出ているということを知ってきております。それから排水不良だったときの例ですけれども、大豆を植えてもまばらにしか成長しない、それが暗渠排水することによって生育が良くなったといったような意見が出ております。以上です。受益者が農家ということ、かつ施工場所が農地の中ということで非常に見えにくいんですけど、評判は良いです。以上です。

○荒牧委員長

どうもありがとうございました。

○山本委員

これは受益者の人の負担はあるんですか。それとも県の事業ですか。

○説明者（農地整備課 日浦課長）

この事業は県の事業としてやっていますが、国費が 50、県費が 27.5、地元が 22.5 ということで、それを武雄市と農家の方で払います。この場合は市が 10%、農家が 12.5% でございます。

○山本委員

ありがとうございました。

○愛野委員

排水管というのは、目詰まりしたら全部排水管を取り除いて、また新しい排水管ですか。

○説明者（農地整備課 日浦課長）

圃場整備を以前に行った時に、暗渠排水管ともみ殻が入っておりますが、今回は位置をずらして、プラスで入れております。

○愛野委員

もともとあった排水管はそのまま？

○説明者（農地整備課 日浦課長）

そのままです。

○愛野委員

それは問題ないんですか。

○説明者（農地整備課 日浦課長）

埋まっている疎水材ももみ殻ですし、下に入っている管も特に問題はないです。

○愛野委員

メンテナンスが必要というのは新しい排水管で？

○説明者（農地整備課 日浦課長）

以前に目詰まりを起こしたという例がありますので、今、出口から入れて回していく洗浄機械もありますので、そういうことを言っています。

○愛野委員

その辺は定期的にやるんですか。

○説明者（農地整備課 日浦課長）

過去そういうことがあったので、今、定期的にやっているという話は聞いたことはないんですけど、そういう技術があるということで、今後そういうこともやっていったほうが良いということでございます。

○愛野委員

暗渠排水が機能低下することで……が低下したりして、そういうことが理由でうちにもやってほしいとか、ほかでも要望あるんですか。

○説明者（農地整備課 日浦課長）

要望はございまして、現在、県内の水田面積が 4 万 3600ha あります。その中で基盤整備を行った、要は区画整備を行ったのが 3 万 5000ha ありまして、現在、排水不良でこういうのをやってほしいという話があるのが平成 16 年以降で 1 万 2000ha ぐらいございます。ここはその一部でございます。

○愛野委員

ここは暗渠排水の新しいシステムを入れると、どのくらいもつんですか。半永久的に？

○説明者（農地整備課 日浦課長）

この地区で前に圃場整備したのが昭和 55 年ですので、30 年ぐらい経っているわけです。この場合はもみ殻が腐れたということがありますので、それ以上はもつのではないかと思っております。

○愛野委員

地域によってもいろいろと違うんですか。

○説明者（農地整備課 日浦課長）

地域によっても材料によっても、疎水の材料でまだもみ殻を入れているところもあるらしいですけど。

○愛野委員

そういったところはやっぱり新しい排水システムに変えていかないと難しい？

○説明者（農地整備課 日浦課長）

希望というか要望は上がっておりますし、排水が良くなると収量が上がるというのが見えておりますので、そういう希望は多いですね。

○古賀委員

乾田化による畑作物の収量増ということで小麦のことが書いてありますね。小麦の品質を変えたために、収穫量そのものは減っているわけです。これは金額的に言えばあがっているんですか？

○説明者（農地整備課 日浦課長）

誠に申し訳ないんですが、あまり単価の方は調べておりませんので分かりませんが、全般的に収穫量は落ちるとするのは覚悟の上で、こちらに切り替えたという話は聞いておりますので。

○古賀委員

同じ品種をやっていくとよく分かるんですけども、品種が変わった時に実際どうなのかというのが、意味がはたしてあるのかどうかですね。

○説明者（農地整備課 日浦課長）

農家ですので、求められるものを、さらに収益が上がるものを追及されているかと思えます。

○古賀委員

この場合は 17 年度から比べると、全体的に下がっていますね、収量が。農家としてはその点は、よく分からないんです。

○副島副本部長

収量については、作付期間もそうですけど収穫時の天候にも作用されるものがありまして、必ずしも毎年同じ収穫量が望めるという形ではないんです。ですから比べ方が難しいのかなと思うんですけども、そういう意味で市の平均との関係でどうだったかという比較をされているのかなと思います。

どうしても雨が多いと収量とか質が下がりますので、そういう状態でも市の平均から見ると高い数値を伸ばしているというところが、この効果の説明の中で示されているのじゃないかなと思いますけれども。

○古賀委員

県平均で言えば増えているわけですね。平均と比べれば増えているけれども、ここだけですか。例えば、県全体でそういう政策が変わって、麺用からパン用にするという政策になっているわけですか。皆さんそういうふうになっているんですか。そのところがよく分からないものですから。

○副島副本部長

ライスセンターとかそういう単位で方針が決められていると思います。県全体ということよりも、方向としてもあるのか分かりませんが、決定は多分ライスセンターとかそういう単位の組織で品種を変えるとこういう決定はされていると思います。

○古賀委員

タマネギなんかは分かるわけです。明らかに増えていますから。

○荒牧委員長

金額で示してもらえるともしかしたら良かったのかもしれませんが。金額という……があるかどうか。

○古賀委員

金額を示してもらおうと分かりやすいと思います。

○荒牧委員長

データを見ると、効果というものを見るときの見方の問題だから、1つの表現として先ほど言われたように、県の平均と事業を行った後の比較をされておられるんだけど、前との形で言うと減っているというデータになってるから、これは効果になっていないんじゃないかという指摘を受けるのはやむを得ない。金額でしてそうなのか、あるいはそこに一言、「単価上昇期待できるものを植えている」という農家の声を入れていけば分かるのかもしれませんが。そういうように質を変えられたというのは。どうぞ。

○齊藤委員

多分、単価だろうと思うのは担い手が倍になったというのがすごいですね。本当ですか。

○荒牧委員長

担い手というのは、集約型という意味ですか。

○説明者（農地整備課 日浦課長）

認定農業者と集落営農と入れておりますので、集落営農が増えた面があると思います。

○齊藤委員

時期的なものですか。

○荒牧委員長

かもしれません。

○齊藤委員

単価が高いのを作り始めて、効率がいいなということで若い人たちが戻ってきたのかなと思ったんですけどね。その辺についても、倍になったというのはすごいなと思います。その辺の暗渠を変えただけで倍になるなら。

○説明者（農地整備課 日浦課長）

集落単位で農業に取り組むようにもなってきた。

○荒牧委員長

公共事業の12%は農家の負担だということだけでも、基本的に税金を農業にどう使うかというのは一番難しい問題で、皆さん苦勞されていると思うんだけど、これをやり続けるのかというのが皆さんの疑問だと思うんですね。これを我々はずっと維持の中で農地については維持をし続ける。維持を準備したところで、さあ皆さん農業をやってくださいということを、今から国や県に我々はやってきましたかということが問題で、これは議会の問題でもあるし、我々のところの公共事業の効果。効果は技術的にはありましたということは分かるけれども、これをずっとやり続けるのかどうかという財政の問題も関係するのが、ここで議論するよりも議会とか、骨格にかかわる話なのでそこで議論してもらえればいいかなと思うんですけど。

1 つだけ技術的なことで確認したいのは、水が来ているところは雨水ですか。私がなぜこういう質問をするかということ、我々は地盤沈下をものすごく怖がって、今から止めるわけです。水を配る仕組みはできあがりましたから、地下水を揚水することを規制するわけじゃないですか。そうすると地下水が上がってくると、湿田化がずっと白石平野に進むというイメージがあるわけです。

そうすると一定程度、湿田化の問題とこれとの問題から言うと、水位コントロールをどこかでやらなきゃいけないのではないかな。全部規制してゼロにするということではなくて、地下水を深井戸を使って上げながら、少しずつ水位を下げっていく努力もしないということ、これとの関係でどっちが安いかなという話もあるじゃないですか。だから出所を知りたいんです。雨水だとこれよね？雨水が主として起こってるもの。そうじゃなくて、地下水が上がってきて起因するのであれば、それは大きな施策だから、農家の人たちにそれを言ったって、かわいそうということになるわけですね。揚水を規制するというのをやるわけだから、そこの関係を知りたかったのですが。

○説明者（農地整備課 日浦課長）

白石町の方ではそういう意見も出ているんですけど、この地域は北方町の橋下地区というところで、深井戸はございません。基本的には地下水というか湧水というか、そういうのは湧水処理でカットしますが、ひょっとしたら回ってきて出るところがあるかもしれませんけど。重粘土地帯ですから基本的に雨水というところで考えられております。

○荒牧委員長

どうもありがとうございました。

3 森林整備課 水源流域地域保全整備事業 野々頭地区

○説明者（森林整備課 小部課長）

森林整備課長の小部と言います。よろしく申し上げます。それでは伊万里市山代町の野々頭地区で実施しました水源流域地域保全事業の効果について報告させていただきます。この写真は集落の上部から、奥に見えますのが伊万里川になっています。この背後には森林があるという地域でございます。

次に事業の概要ですけれども、野々頭地区は生活用水や農業用水は湧き水や溪流から依存しておりまして、ひとたび干ばつ等が発生しますと水飢饉に襲われまして生活や農業に支障をきたしてございました。また溪流から引いた用水路の管理や山の手入れのための道路がないために、作業に行くには歩いて行くしかなくて、多大な労力と時間を要しています。

このようなことから、水不足の改善と荒廃した溪流の溪岸の侵食や濁水を防止することを目的に、治山事業におきまして治山ダムとか流路工を設置することとしました。

また、用水路の管理や森林整備作業における労力の軽減とか時間の短縮を図るために、管理車道を設置しております。さらに森林のもつ公益的機能を発揮させるために、間伐等の本数調整伐や枝打ちなどの森林整備を行ったところでございます。

この事業の工期は平成 11 年～18 年まで、総事業費は 6 億 6000 万円程度でございます。事業内容ですけれども、この凶面の上側に集落がございまして、集落は住家が 31 戸、公民館が 1 戸、それから水田、畑がございまして、上流部に貯水型の治山ダムを 1 機、赤の三角で示しております、また四角の緑色で示しております床固工等を施工した治山ダムを 1 個、それから流路工、それから緑色で塗っておりますけれども森林整備が 21ha 程度、それから緑色のところで管理道を 1800m 程度実施いたしました。

これらを実施したことによりまして、貯水型の治山ダムの設置によりまして、生活用水等の水不足等が解消されたと地元の住民の方も非常に喜んでいただいております。平成 11 年程度では貯水できないものですから、その時点は水量ということで、18 年度につきましては完成して、18 年度には安定した水量が確保できたということで、平成 18 年度におきましては 1 人当たり 50 日の生活用水を確保できております。

それから 2 番目ですけれども、用水路への土砂の流入が溪岸侵食等を防いだことによりまして、土砂の流入が改善されたこと。

次に 3 点目ですけれども、作業道の設置によりまして用水路の管理や森林整備の効率化につながった。以前は歩いて行かなくてははいけませんでしたから、往復徒歩で 1 時間以上かかっていたところが車で行けるようになりまして、かなりの時間の短縮ができるようになったということです。

下の写真ですけれども、貯水型治山ダム 1 基ですけれども、貯水量が 1400 m³、それによって右側の野々頭集落の水不足の解消ができたということ。それから写真の左下ですけれども、管理道路を設置することによりまして、用水路の管理、森林の整備が効率的になったということです。

事業による環境への影響でございますけれども、治山ダムの設置によりまして写真の左側でございますけれども、以前は溪岸侵食されて溪流の後ろに道路があつて、森林も荒れておりました。これを実施することによりまして溪流の溪岸侵食や濁水防止等ができたし、荒廃した森林を整備して森林が持つ機能保全につながったものと思います。右の写真は整備後の……、それから水を取っているところでございます。

施設の水管理の状況ですけれども、治山ダムや流路工などの構造物につきましては写真の左側ですけれども、それについては県のほうで管理しております。それから用水路の施設の管理や草刈りなどの維持管理につきましては、地元の住民の方、写真の右上のほうになりますけれども、地元の方で行なっております。写真右下の管理道については、市のほうに移管してございまして、市のほうで管理しております。いずれにしましても県と市、地元と合わせて維持管理を実施しているということです。

最後ですけれども、地域住民等の意見でございます。先般、区長さんその他、移管後の状況を聞き取りに行きまして、こうだったということ聞き取りしたところですが、事業完了後、貯水型治山ダムは常に満水状態で水不足が解消をされて安心して生活ができ

ているということ、それから用水路の取り付け口については十分な対応を行い、分水や補強がなされている、落ち葉等で詰まったりということがありますので、非常に満足しているということでした。それと管理道が設置されたことによりまして、車での移動が可能になったということで、用水路の管理、森林整備の利便性が増したということで大変喜んでおられました。

最後ですけれども、間伐を実施してから 10 年以上が経過して、住民から山が閉塞状態のところもございますので、地元から再度森林整備についてお願いしたいという要望も受けております。ちなみにこの事業は、国・県合わせてほぼ 100%の事業でございます、地元負担はございません。以上、簡単ですけれども報告させていただきました。

○荒牧委員長

ありがとうございました。何かご質問ありませんか。先ほどの県土づくりのはじめで、壊れたら直す、壊れそうなところは準備する、みたいな事業ですね。特にありませんか？
じゃあ最後になりますけれどもお願いします。

4 港湾課 港湾施設改良費統合補助事業 唐津港東港地区

○説明者（港湾課 田崎課長）

港湾課長をしております田崎でございます。港湾施設の改良補助事業、唐津港東港地区についてご説明いたします。

まず資料 1 でございますが、唐津港内に現在、壱岐フェリーが発着しております。フェリーふ頭等の整備を行ったものでございます。九電の火力発電所がございまして、それよりちょっと海側でございます。

事業概要でございますが、工期は平成 14 年度～18 年度の 5 か年、総事業費約 25 億円でございます。事業の内容は、フェリーに対応します岸壁の整備、それからフェリーが停泊します泊地、海の底の整備などを行っております。併せまして、これは別途事業ですが唐津市でターミナルビルの整備を行っております。

背景でございますが、これまで呼子港でフェリーが発着しておりました。それが非常に遠い、アクセスが遠いということで、物客、人と貨物を輸送しておりましたけれども、時間がかかるということでアクセスしやすい港へ発着地を設置しようということで始まった事業でございます。それと併せまして、フェリーの大型化の話がございましたので、時代に合った発着場所ということで、今回事業を行っております。

事業の効果は 4 点挙げております。

1 番目に、フェリーへのアクセスの向上ということで、先ほど申しましたように呼子がこちらで、唐津がこちらでございます。唐津から壱岐の印通寺というところまでフェリーが 1 日 5 往復しておりますけれども、このアクセスの向上ということで、これまでは唐津よりフェリーの発着場所が遠いところにご利用される方がおられますので、唐津から起点として考えたときに、唐津から呼子に行ってフェリーに乗っていく場合と、今回フェリーを唐津に移設したということで、唐津からまっすぐフェリーに乗るといふのと比較しております。

まず旅客の移動時間につきましては、陸上の移動とフェリーによる輸送、それと今回唐津からまっすぐフェリーに乗るといふことで、トータルの時間として 5 分短縮しております。

す。年間約 16 万人ご利用いただいておりますので、約 5700 万の効果があると試算しております。

それからトラック等の貨物の輸送費についても効果を発揮しています。これにつきましても移動輸送のコスト、フェリーのコストで比較しまして、その差分ということで年間 1 億 1000 万円の効果を見込んでおります。約 1 万 3000 台の利用をいただいているということでございます。

2 番目の効果ですが、フェリーが呼子から唐津に移ったことで、フェリーの乗り降りに関します車が減少するというので、1 日あたり平均約 120 台、フェリーに伴う台数が減るといことになりました。これによりまして呼子地区の道路は非常に混雑している道路でございまして、その混雑の緩和に一部寄与したということの効果として考えています。

3 点目でございます。3 点目は従来、唐津港、今回整備をいたしました岸壁は整備前の写真でございますが、セメントの受け入れの基地としてサイロがございました。セメントの船がここに着いてセメントを受け入れていたということで、今回岸壁の整備に伴いまして、このセメントのサイロも移設いたしましたので、景観的に向上できたということで、唐津の海の玄関口としてふさわしい姿に変更することができたと考えております。

最後の効果でございますが、今回のフェリーの岸壁として改良した。延長も伸ばしましたし、いろんなボーディングブリッジという施設、それからトラックがフェリーから乗り降りするときのランプと言いますけれども、その整備も合わせて行なっていますので、そういうフェリー利用者の利便性が向上したということがあると考えています。

それとフェリーが東港に来た際に、併せまして船会社のほうで新しく更新をされました。それによりまして船内のバリアフリーができるようになるということで、利用者にもメリットがあるという効果を考えております。それと先ほど申しましたように、こちらがフェリーで、こっちがターミナル、それを結ぶボーディングブリッジを新設することによって、乗降者の利便性が向上した。それともう 1 つ、大型バスへの乗り換えが楽になって、要は駐車場の整備等もあって、これは別途事業でございますが整備ができましたので、利便性が向上した。この 4 点が今回の事業の効果と考えています。

もう 1 つ、今まで呼子にあったところがなくなったということで、マイナスの面も考えられたわけですが、その跡地につきましては、これは今回事業ではございませんが、従来ここにフェリーが泊まっていたわけですが、その背後地の埋め立てを市のほうで行いましていろいろな施設を、イカのレストランとか直売所とか温泉施設が近年オープンしまして、非常に賑わってということで、一時は少なくなりましたが近年は若干増えているということで、跡地についても回復傾向にあるということです。

最後でございますが、県民のご意見ということで、これは市等にお聞きした意見ということで、もちろんフェリーの発着場所へのアクセスがスムーズになった、駐車場が確保されて利用しやすくなった。デメリットとしては、当時はやはり呼子地区への流入は減少した。しかしながら跡地の利用によりまして回復傾向にあるということでございます。

○荒牧委員長

ありがとうございます。今のご説明について何かご質問ありませんでしょうか。

データとして 23 年、24 年ぐらいのデータも欲しいね。呼子がどうなったか。二丈浜玉線が無料になったり、いろいろ引っ張ってくる装置はいろいろ出てきていますよね。その

ところが上がってきているようだから、23、24が出てくると期待しています。

むしろ、逆に多すぎるんじゃないかという声をいつも言われているから、人の入り込みが土日に限るんじゃないんですか、集中して。そうすると多すぎるんじゃないかと言われて評判を落としているよということを、むしろ多すぎて車の入り込みが。だから適正なところに落ち着いたのか、あるいはもうちょっと頑張ったくさん入れたいのかというのが。

○説明者（港湾課 田崎課長）

フェリーが19年に移りましたので、ここで一回、19年にガクンと行って、しかし持ち直している状況です。

○荒牧委員長

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

少なくともそれぞれの事業が効果等についていろいろ検証されているみたいなので、それを今後の事業にぜひ生かしていただいて、効果があるように。デメリットが少ないように。

それから先ほどのように質問が集中しましたが、農業と公共事業との関係というのは我々のところで議論するには問題が大きすぎると思いますね。ですから公共事業をやっていくときに、農家負担がどの程度の金額で、ずっとやり続けていくのかということがあるわけですね。そのうち、それぞれのところでやられたようにメンテナンスの計画を作られると思うんですけど、このペースで農業の分もやっていくかどうかというのは、非常に大きくTPPの問題もあるし、やらざるを得ないところもあると思うので、そこは少し議論していただいて、何か分かったら教えていただくと我々も勉強になります。

○鳥井委員

1点お尋ねとお願いがあるんですが、まずお尋ねですが、急傾斜地と水田農業のときに負担割合をおっしゃったんですけれども、この負担割合というのは何を基準にどのような形で決められるんですか。

○副島本部長

ここは国庫補助事業であるかどうかということが大きなポイントになります。それから受益相当をどう入れ込むかということになってこようかと思います。農業が若干大きかったと思いますけれど、急傾斜地も農業の基盤整備も個人財産の質のアップと安全の確保という個人財産に寄与したところというのは、大きな視点で見ればそういうことかなと思うんですが、あとは受益の度合いで決めている。また、地元負担と言いながらも、地元は市もしくは町、個人との割合というのは特に法律的に決められておりません。それはそれぞれの町の取り組み、自分のところの施策として、自分のところは特に急傾斜地が多いから進めようと思うときは、行政側の市や町の負担を上げて個人負担を小さくするということでの取り組みをそれぞれされている。

○鳥井委員

分かりました。

それからお願いなんですけど、砂防事業のときにC評価説明というのがありまして、そのときに私は、冒頭に本部長がおっしゃったように、専門用語が多くて透明性をという話があったので、私は砂防事業がどういうものか実際に見たことがないので、できればあいつうときは会の説明であっても、写真をちょっと出していただくと、イメージ的にジャング

リズムのようなどと言われてもイメージがつかなくて、もしよろしければお願いできればと思います。

○副島本部長

今回は間に合いませんでしたけれども、以降は。

○荒牧委員長

次にお願います、分かりやすくということで。

時間の都合もありますので、委員の方からご質問もあるかと思いますが、その他について資料が用意されています。今後の維持管理事業に向けた検討ということで、事務局からご説明をお願いします。

○説明者（県土づくり本部企画・経営グループ 原副課長）

報告させていただきます。資料 5 の 2 ページをご覧ください。1 枚目の資料ですけれども、こちらは平成 23 年度の 9 月に開催されました委員会の中で、委員の皆様にお諮りしました案件でございます。現在進めている橋梁の長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修などの維持系の事業につきましては、現在、新規事業マニュアルによる評価を行なっておりますが、それを止めまして長寿命化計画等による事業実施へシフトしていこうというものです。

現在、橋梁以外についても長寿命化計画が進められておりまして、資料 5 の 3 ページをご覧ください。とお分かりになると思いますが、道路橋以外にも公園とか排水機場、水門、ダム、港湾施設、漁港施設、また土地改良事業のダム、揚水機、排水機などの長寿命化計画を進めているところでございます。

道路事業の橋梁というのが 2 つございますけれども、一番上は 15m 以上の橋梁で、2 番目は 15m 未満の橋梁ということで分けて策定されているところです。道路橋を 1 つと考えますと、全体で 7 つの事業につきまして長寿命化計画の策定を行なっているところです。その一番右側に策定の予定年を書いておりますが、橋梁につきましては 21 年と 24 年に策定済みとなっておりますけれども、まだ具体的な補修についてのマニュアル等の整備をまだ行なっている状況になっています。

公園につきましては 26 年 3 月、河川・ダムにつきましては 30 年の 3 月、港湾施設・漁港につきましては 26 年 3 月、土地改良事業につきましては 28 年 3 月という目途にそういった長寿命計画の策定を行なっているところです。

次のページになりますけれども、こちらが新規評価マニュアルから長寿命化による維持管理の移行についてということで資料をお付けしております。当然、長寿命化計画によって新規評価から落とすということになれば、それなりの要件を満たさなければならないということで、これはあくまでも現在検討している中身でございます。今回お諮りするものではございませんけれども、こういう形で検討しているということで、お知らせのために資料を添付しております。

新規評価マニュアルを移行するための要件で、維持管理事業に限定ということで考えておりまして、1 番目に学識経験者を含む第三者委員会による計画の策定をするということをやりたいと考えております。その計画の中では、インフラごとの維持管理方針および計画を盛り込むということ、また計画の中で投資の妥当性を盛り込む、さらに最適な工法の検討を策定の中で行なっていただきたいと考えております。

2 つ目に、策定した長寿命化計画の公表というのを求めたい。これは今行なっています新規評価マニュアルと同等の話と考えております。ですから事業費とか工期などの公表もお願いしたいと考えております。

3 つ目ですけれども、見直した長寿命化計画の公表と書いておりますけれども、計画については点検結果などによりその都度見直すという必要があると考えておりますので、見直した長寿命化計画なりについては第三者委員会へお諮りした上で公表していただきたい。こういった3つの要件を満足して、新規評価マニュアルから外すということを検討している状況でございます。

先ほどの1つ前の資料でご理解いただけたと思いますけれども、事業ごとにかなり策定の時期について誤差がございます。進捗が異なっている状況ですけれども、事務局としては早急に長寿命化計画が新規評価マニュアルに代わり得るものであるかどうかの判断などを、要件等を定め、その要件を満たしたものについてはその都度委員会にお諮りし、新規マニュアルから移行したいと考えております。以上が報告でございます。

○荒牧委員長

どうもありがとうございました。このことは先ほど使われた言葉として、長寿命化計画なるものがいったいどういうものであってということがご理解いただけてないと思いますので、今、そういう新たな提案に向けた準備をされているということでもいいですか。

○副島本部長

良いと思います。

○荒牧委員長

私たちは当事者なものだから、一体的に委員会に入っていますのでだいたい理解しておりますけど、長寿命化と言っても何をしようとしているのか分からないし、どういうやり方でやろうとしているのか分からないということだと思いますので、これは受けさせていただいて、今後の検討課題にさせていただきます。よろしいでしょうか。では、そういう動きがあるということについてご理解いただきたいと思います。

では、事務局にお返しします。

○副島副本部長

荒牧委員長さんについては議事の進行、また委員の皆様には活発な議論をいただきまして誠にありがとうございました。最後に、今後のスケジュールについて事務局から説明をさせていただきたいと思います。

○堀部係長

事務局から今後の予定についてご連絡させていただきます。お手元にお配りしております25年度委員会のスケジュールというので説明したいと思います。皆様方にはメールやファックス等で、再評価をご審議いただくということで日程調整についてご依頼しているところです。その回答が集まり次第、日程を決めまして、詳細については連絡する予定にしています。

あくまでも予定ですが、再評価の前に現地調査ということで、10月下旬に、ここでは15日～22日と書いていますが、メールでもご案内していますように10月下旬ごろに日程を調整してということで予定しています。それから11月中旬に第2回の再評価委員会を開催したいと考えています。

本年は再評価の箇所が 28 カ所ございます。例年より多めでございますので、進め方については事前に委員長さんにもご相談させていただきたいと考えております。それと今日一番最初のほうで、新規評価の説明の中で半年後に新規評価の報告、24 年分は今日行ったんですが、今年度分からは年度内にご報告すると最初にご説明しております。一応、第 3 回ということで 1 月下旬に今年度の新規箇所評価の結果ということでご報告したいと考えております。事前にご説明していましたスケジュールと若干修正となっておりますが、ご了承ください。私からは以上です。

○副島本部長

ちょっと分かりにくかったかと思いますが、来年事業をやろうかというところは今年度いっぱい前もってお知らせしますということです。

○副島副本部長

長時間にわたり、委員の皆様にはお疲れ様でございました。これもちまして、平成 25 年度第 2 回の公共事業評価監視委員会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

(閉 会)